

令和6年度 職業訓練指導員講習会のご案内



この講習は、一定の資格を有する技能者で職業訓練指導員免許の取得を希望する方に、職業能力開発促進法に基づいて職業訓練指導員として必要な指導方法等に関する能力を付与するために行う講習です。
(鳥取県職業訓練指導員の採用試験ではありません。)

1 受付期間・講習日程・受講料

受付期間	講習日程	受講料
令和6年7月1日(月)～ 7月19日(金) 【必着】	令和6年9月2日(月)～9月5日(木) 令和6年9月11日(水)～9月12日(木) 6日間とも 8:40～17:10 (初日8:30～オリエンテーション)	19,800円 (テキスト代を含む)

2 会場・定員

会場: 鳥取県立産業人材育成センター倉吉校 倉吉市福庭町2-1 (TEL 0858-26-2247)

定員: 15名 注1 受講希望者が定員を超える場合は先着順等により受講者を決定します。
注2 定員を著しく下回る場合は、講習を取り止めることもあります。
注3 現下の状況によっては開催できない場合がありますのであらかじめご了承ください。
注4 県内に居住する方に限ります。

3 受講資格及び提出書類

次のいずれかの受講資格を有する方で、次の提出書類が必要となります。
また、表中の受講資格以外にも要件がある場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

NO	主な受講資格 ※専修学校・各種学校(専門学校など)は受講資格の要件に該当しません。 (例)高校卒業後に専門学校を卒業した場合は 高校卒の区分に該当します。	受講資格取得後の実務経験年数	提出書類							
			下記に○印のある書類が必要							
			受講申請書	履歴書	(過去3年現在在職の事業所での記入・押印)	職歴証明書(※5)	技能検定合格証書 ★(A4縮小コピー)	または卒業証明書(原本) ・修了証明書(原本)	卒業証書・修了証書 ★(A4縮小コピー)	履修証明書(原本)
1	技能検定合格者 ※1(免許職種に係る1級・単一等級)	0	○	○ ※4	×	○	×	×	×	×
2	大学卒業生 ※2(免許職種に係る学科を修了した者)	2	○	○	○	×	○	○	○	×
3	短期大学または高等専門学校卒業生 ※2(免許職種に係る学科を修了した者)	4	○	○	○	×	○	○	○	×
4	高等学校卒業生 ※2(免許職種に係る学科を修了した者)	7	○	○	○	×	○	○	○	×
職業能力開発校	5 応用課程の高度職業訓練の技能照査合格者	1	○	○	○	×	○	×	×	○
	6 専門課程の高度職業訓練の技能照査合格者	3	○	○	○	×	○	×	×	○
	7 専門課程の高度職業訓練の修了者	4	○	○	○	×	○	×	×	×
	8 普通課程の普通職業訓練の技能照査合格者	6	○	○	○	×	○	×	×	○
	9 普通課程の普通職業訓練の修了者	7	○	○	○	×	○	×	×	×
	10 短期課程の普通職業訓練の修了者 ※3(700時間上)	10	○	○	○	×	○	×	×	×

- (※) 1 申請する免許職種に該当する検定職種、訓練科に限ります。
2 免許職種に関する科目を履修した者。免許職種に関する科目履修とは、職業能力開発促進法規則別表第11に掲げる学科試験(関連学科)の科目に示すものを履修したことを指します。
3 短期課程の普通職業訓練のうち規則別表第4に定めるもの。
4 「1 技能検定合格者」の区分で受講の場合も履歴書を提出してください。(職歴証明書の提出は不要です。)
5 所属事業所、団体等の長が証明した職歴証明書が必要です。また、これらの証明が得られない場合(経営者等)は第三者(同業者2名)の証明を受ける必要がありますので、該当する方はお早めに手配願います。

注1 一級または単一等級技能検定の合格者であっても、下記職種については受講できません。

- (1)技能検定職種はあるが、職業訓練指導員免許職種がない職種(16職種)
(溶射、金属ばね製造、ロープ加工、金属研磨仕上げ、プリント配線板製造、産業車両整備、複写機組立て、空気圧装置組立て、ファインセラミックス製品製造、厨房設備施工、樹脂接着剤注入施工、自動ドア施工、路面標示施工、舞台機構調整、産業洗浄、商品装飾展示)
- (2)職業訓練指導員免許職種はあるが、受講資格のない職種(2職種)・・・電子回路接続、バルコニー施工

注2 但し、以上の資格があっても次のいずれかに該当する者には免許が交付されません。

- (1)成年被後見人または被保佐人(精神機能の障害により職業訓練指導員の業務を適正に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない方)
- (2)禁固以上の刑に処せられた者
- (3)職業訓練指導員免許の取り消しを受け、当該取り消しの日から2年を経過しない者

注3 免許職種にかかる学科を卒業された高等学校教員免許所持者の方は、指導員講習免除になる場合があります。当講習を受講されなくても免許申請のみで免許証が取得できる場合がありますので、お問い合わせください。

4 講習方法

講習は、次に掲げる科目及び内容について、講義・討論及び演習の方式により行います。
※1時間でも欠席等があると修了証は交付されません。

講習科目	時間数	科 目 の 内 容
職業訓練原理	4	職業訓練の沿革、意義、目的、職業訓練の担当者等
教科指導法	16	訓練実施計画、指導の準備、指導の進み方、教材の活用、訓練評価等
安全衛生	3	安全管理、安全の確保、衛生管理、衛生と作業環境等
訓練生の心理	7	訓練生の選抜、訓練生の特質の理解、技能の習得等
生活指導	6	生活指導の分野、生活指導の方法等
関係法規	4	職業能力開発促進法、職業安定関係法、労働基準関係法等
事例研究	6	作業分解、指導案、訓練実施計画、指導記録等の事例研究
確認テスト	2	
計	48	

5 受講票の交付

申請書等を審査の上、受講資格の認められる方に対して、別途「職業訓練指導員講習受講票」を送付します。
当日ご持参ください。

6 特典

- (1)受講後、修了証書とともに申請することにより、鳥取県知事が交付する「職業訓練指導員免許証」を取得することができます。**※県内に居住する方に限る**(免許申請には免許発行手数料として別途2,300円が必要です。)
- (2)職業訓練指導員免許の取得者は、準則訓練を行う訓練施設の訓練指導員の資格を有します。
- (3)職業訓練指導員免許の取得者は、1級・単一等級・2級の技能検定を受検する場合、該当職種の学科試験が免除されます。

7 その他

学歴、訓練歴、職歴等は受講資格の判定資料となるので、事実と相違することのないよう正確に記入してください。
また、記載事項に不正があった場合は、免許を取り消すことがあります。

【個人情報の保護について】

受講申請において提出された個人情報は、当該講習の実施及び付帯する業務において必要がある場合使用するものであり、鳥取県職業能力開発協会において適切に管理され、受講申請者の同意を得た場合以外は、第三者への提供、開示等は一切ありません。

8 申し込み方法

受講申請書に関係書類を添えてお申し込みください。7/19(金)【必着】

9 受講料の支払いについて

書類審査完了後、受講が決定した方には後日、受講票と一緒に請求書を送付します。
請求書に記載の方法で受講料をお支払いください。

10 申し込み・問い合わせ先

鳥取県職業能力開発協会
〒680-0845 鳥取市富安2丁目159 (久本ビル5F) TEL 0857-22-3494 FAX 0857-21-6020

【別表】職業訓練指導員免許職種(123職種)と技能検定職種との対応表

免許職種	技能検定職種
園芸科	園芸装飾
造園科	造園
森林環境保全科	
鉄鋼科	金属溶解
鑄造科	金属溶解/鑄造/粉末冶金/ダイカスト
鍛造科	鍛造
熱処理科	金属熱処理/金属材料試験
機械科	機械加工/放電加工/金型製作/工業彫刻/仕上げ/機械検査/機械保全/油圧装置調整/テクニカルイラストレーション/機械・プラント製図/切削工具研削
溶接科	
塑性加工科	金属プレス加工/工場板金/鉄工/建築板金
構造物鉄工科	鉄工
金属表面処理科	めっき/アルミニウム陽極酸化処理
電子科	電子回路接続/電子機器組立て/半導体製品製造/自動販売機調整
メカトロニクス科	電気機器組立て
電気科	電気機器組立て/自動販売機調整/電気製図
電気工事科	
コンピュータ制御科	
発電電科	
送配電科	
自動車製造科	内燃機関組立て
自動車整備科	
自動車車体整備科	
航空機製造科	
航空機整備科	
鉄道車両科	鉄工/鉄道車両製造・整備
造船科	鉄工
時計科	時計修理
光学ガラス科	眼鏡レンズ加工/光学機器製造
光学機器科	光学機器製造
計測機器科	
理化学機器科	家庭用電気治療器調整
製材機械科	切削工具研削/製材のこ目立て
内燃機関科	内燃機関組立て
縫製機械科	縫製機械整備
建設機械科	建設機械整備
建設機械運転科	
農業機械科	農業機械整備
冷凍空調機器科	冷凍空気調和機器施工
織機調整科	織機調整
織布科	
染色科	染色
ニット科	ニット製品製造
洋裁科	婦人子供服製造
洋服科	紳士服製造
和裁科	和裁
寝具科	寝具製作
帆布製品科	帆布製品製造
縫製科	布はく縫製
木型科	木型製作
木工科	木工機械調整/機械木工/家具製作/建具製作/製材のこ目立て
木材工芸科	漆器製造
竹工芸科	竹工芸
紙器科	紙器・段ボール箱製造
製版・印刷科	製版/印刷
製本科	製本
プラスチック製品科	プラスチック成形/強化プラスチック成形
レザー加工科	
ガラス科	ガラス製品製造
ほうろう製品科	ほうろう加工

免許職種	技能検定職種
陶磁器科	陶磁器製造
ブロック建築科	れんが積み/ブロック建築/エーエルシーパネル施工
石材科	石材施工/コンクリート積みブロック施工
麺科	製麺
パン・菓子科	パン製造/菓子製造
食肉科	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
水産物加工科	水産練り製品製造
発酵科	みそ製造/酒造
建築科	建築大工/枠組壁建築/バルコニー施工/建築図面製作/サッシ施工
屋根科	かわらぶき
とび科	とび
左官・タイル科	左官/タイル張り
築炉科	れんが積み/築炉
畳科	畳製作
配管科	配管/浴槽設備施工
住宅設備機器科	
さく井科	さく井/ウェルポイント施工
建設科	型枠施工/鉄筋施工/コンクリート圧送施工
枠組壁建築科	建築大工/枠組壁建築/バルコニー施工/建築図面製作
プレハブ建築科	
スレート科	スレート施工
建築板金科	建築板金
防水科	防水施工
インテリア科	内装仕上げ施工/表装
床仕上げ科	内装仕上げ施工
熱絶縁科	熱絶縁施工
サッシ・ガラス施工科	カーテンウォール施工/ガラス施工/サッシ施工
土木科	ウェルポイント施工
測量科	
ボイラー科	
クレーン科	
港湾荷役科	
化学分析科	化学分析
公害検査科	
漆器科	漆器製造
貴金属・宝石科	貴金属装身具製作
印章彫刻科	印章彫刻
表具科	表装
塗装科	塗装/塗料調色
広告美術科	広告美術仕上げ
義肢装具科	義肢・装具製作
フォークリフト科	
電気通信科	
電話交換科	
工業包装科	工業包装
事務科	
貿易事務科	
流通ビジネス科	
介護サービス科	
写真科	写真
理容科	
美容科	
ホテル・旅館・レストラン科	
観光ビジネス科	
建築物衛生管理科	ビルクリーニング
建築物設備管理科	ビル設備管理
日本料理科	調理
中国料理科	
西洋料理科	
臨床検査科	
デザイン科	
フラワー装飾科	フラワー装飾
情報処理科	

職業訓練指導員講習受講申請書

職業訓練指導員の講習を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請日 令和 年 月 日

鳥取県職業能力開発協会長 様

免許職種		※資格番号	
技能検定の職種名ではありません		※欄記入しないでください	
ふりがな			
氏名	Ⓜ (男 ・ 女)		
生年月日	昭和・平成 年 月 日		
現住所	〒 - ※マンション名・アパート名・部屋番号を必ず記入してください (TEL - -) ※平日昼間に連絡の取れる番号を記入してください		
勤務先名			
勤務先所在地	〒 (TEL - -)		

※協会使用欄 (記入しないでください)

①申請書	②履歴書	②職歴証	③1級合格証	④卒業修了証	⑤履修証	⑥技能照査証
------	------	------	--------	--------	------	--------

履歴書

年 月 日現在

フリガナ			
氏名	男・女 ○をつけてください		
生年月日	昭和・平成 年 月 日 (満 歳)		
フリガナ			電話
現住所	〒		※平日昼間に連絡の取れる番号を記入 メール
フリガナ			電話
現在所属の 事業所名	〒		メール

最終学歴	学校名	学科または課程	所在地	在学期間
				入学 年 月 卒業 年 月

職業訓練歴	訓練施設名	訓練科	所在地	訓練を受けた期間
		○つけてください 普通・短期 応用・専門		入校 年 月 修了 (年 月 月)
		○つけてください 普通・短期 応用・専門		入校 年 月 修了 (年 月 月)

職歴	事業所名	所在地	在職期間	※職務内容
			年 月から 年 月 (年 月)	
			年 月から 年 月 (年 月)	
			年 月から 年 月 (年 月)	
			年 月から 年 月 (年 月)	

記入上の注意 ※職務内容は免許職種(受講資格)に関係のある内容を具体的に記入してください

- 1.鉛筆以外の黒の筆記具で記入。
- 2.数字はアラビア数字で、文字は崩さず正確に書く。

職 歴 証 明 書

(ふりがな)

氏 名

現 住 所 〒
.....

上記の者の職歴について下記のとおり相違ないことを証明します。

記

在職期間	事業所名	所在地	※1 職務内容
自 年 月 至 年 月 (年 箇月)			
自 年 月 至 年 月 (年 箇月)			
自 年 月 至 年 月 (年 箇月)			
自 年 月 至 年 月 (年 箇月)			
免許職種に係る通算在職期間 年 箇月			

令和 年 月 日

※2 証明者 (1) 事業所又は団体名

代表者役職・氏名

Ⓔ

所 在 地

※3 (2) 事業所又は団体名

代表者役職・氏名

Ⓔ

所 在 地

(※1) 職務内容は免許職種(受講資格)に関係のある内容を具体的に記入してください。

(※2) 証明者は、受講者の所属している(または所属していた)事業所(組合・団体)の長です。

(※3) また、これらの証明が得られない場合(経営者等)は第三者(同業者2名)の証明が必要。